

鳥取県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年10月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第64号

鳥取県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

鳥取県食品衛生法施行条例（平成12年鳥取県条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）<u>及び食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下「政令」という。）</u>の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 営業施設 政令第35条各号に規定する営業に係る施設（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車を食品の製造又は販売の用に供する場合は、当該自動車を含む。）をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 営業施設 <u>食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）</u>第35条各号に規定する営業に係る施設（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車を食品の製造又は販売の用に供する場合は、当該自動車を含む。）をいう。</p>
<p><u>(食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準)</u></p> <p>第2条の2 <u>政令第8条第1項の条例で定める食品衛生検査施設の設備の基準は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>理化学検査室、微生物検査室、動物飼育室及び事務室を設けること。</u></p> <p>(2) <u>食品、添加物、器具又は容器包装の検査又は試験のために必要な規則で定める機械及び器具を備えること。</u></p> <p>2 <u>政令第8条第1項の条例で定める食品衛生検査施設の職員の配置の基準は、食品、添加物、器具又は容器包装の検査又は試験を実施することができる職員及び当該検査又は試験の実施について責任を負う職員を置くこととする。</u></p>	
<p>(規則への委任)</p>	<p>(規則への委任)</p>

<p>第11条 この条例に定めるもののほか、<u>法、政令及び</u>この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <p>1～3 略</p> <p>4 牛又は馬の肉等の生食による食中毒の危険性の周知</p> <p>加熱されていない牛又は馬の肉又は内臓を提供し、又は販売する営業者は、次に掲げる事項を施設内の見やすい<u>箇所に表示すること</u>。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>第11条 この条例に定めるもののほか、<u>法及びこの条例</u>の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <p>1～3 略</p> <p>4 牛又は馬の肉等の生食による食中毒の危険性の周知</p> <p>加熱されていない牛又は馬の肉又は内臓を提供し、又は販売する営業者は、次に掲げる事項を施設内の見やすい<u>場所に掲示すること</u>。</p> <p>(1)・(2) 略</p>
--	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。